

2009年4月3日

Zenken通信 (vol. 24)

▽ 今回のお届け情報

Title: 福島県「入札制度を改正」

Outline

添付資料P1～4

○福島県は、①過当競争の防止や不良不適格業者の排除、②地元建設業者の受注機会の確保、③企業の技術力の適正評価などの観点から、平成21年度より入札制度を一部見直した。

[主な見直し内容] 詳細は添付資料P1～2を参照

1. 予定価格の事後公表の実施
2. 総合評価方式の大幅な拡大及び適切な地域要件の設定
※平成20年度に試行した指名競争入札を再度廃止する代わりに、地域貢献の評価割合を高めるなど、地域の建設企業の受注機会を確保する。
3. 低入札価格調査制度における失格基準の改正

《福島県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

平成21年4月からの工事等に係る入札制度の改正点について

H21.3月

1 予定価格の事後公表の実施（工事）

平成20年度における事後公表の一部試行の結果、積算せずに予定価格の一定割合で入札するような業者の排除など、一定の効果が確認できたことから、守秘義務の徹底を前提に、予定価格は事後公表を原則とします。

2 総合評価方式の充実・拡大（工事）

公共工事の品質確保のため、企業及び技術者の技術力や地元企業の地域貢献を適切に評価するよう総合評価方式を下記のとおり充実・拡大して実施します。

- ・設計金額3千万円以上の工事は全件、3千万円未満は抽出（農林水産部・土木部）
- ・特別簡易型の対象範囲を5千万円未満に拡大
- ・加算点の割合の増加
- ・評価項目の追加や配点の見直し

3 一般土木工事における地域要件の見直し（工事）

地域を支える地元建設業者の受注機会を確保するため、設計金額1千万円以上3千万円未満の一般土木工事の地域要件を「隣接3管内」から「管内」に変更します。

4 指名競争入札の一部試行の取りやめ（工事）

平成20年度において行っていた指名競争入札の一部試行を取りやめ、引き続き一般競争入札を基本とした入札を実施します。

5 低入札価格調査制度における失格基準の改正（工事）

平成20年度の試行結果を踏まえ、総合評価方式の低入札価格調査制度において設けていた失格基準の一部を改正します。

- ・（失格基準1）改正前 純工事費<全入札参加者の純工事費相当額の平均額 $\times 0.95$
改正後 純工事費<設計額における純工事費相当額 $\times 0.9$
- ・（失格基準2）改正前 現場管理費<設計額における現場管理費相当額 $\times 0.35$
改正後 現場管理費<設計額における現場管理費相当額 $\times 0.5$
- ・（失格基準3）現行どおり 一般管理費<設計額における一般管理費相当額 $\times 0.45$

6 最低制限価格の導入（委託業務）

成果品の品質低下やそれに基づく工事の品質低下を防止するため、測量・設計・調査等の

/

工事に関する委託業務の入札において最低制限価格を設定します。

なお、最低制限価格の設定方法や金額については、非公表とします。

7 入札事務手続の改正点

(1) 落札候補者の発表（工事・委託業務）

開札時に発表する落札候補者をこれまで第3順位まで発表していましたが、第2順位までとします。

(2) 失格基準の事後判定（工事）

開札中に行っていた低入札価格調査制度における失格基準の判定を、落札候補者の決定後に行うこととします。

入札参加の手引等については、4月8日に掲載予定ですので、もうしばらくお待ちください。

価方式の大幅拡大に対し
ては「職員がいかによく
理解してこなしていく
かを課題として挙げ、予
定価格の事後公表につい
ても「よりコンプライア
ンスが問われることにな
る」と語った。

新制度は4月から運用
する。

建設福島 2009/3/27掲載

県の入札制度見直し

3000万円以上工事は総合評価

委託業務への最低制限価格導入も

第18回県入札制度等監視委員会が24日に開催され、指名競争入札の試行を取り止めることなど21年度からの入札制度見直し案について審議し、県方針案を了承した。県は入札制度改革本部で正式決定し、新年度から運用を開始する。

工事関係では、指名競争入札の試行取り止めを決めたほか、総合評価方式の3000万円以上の全面導入、一般土木の地域要件「管内のみ」の対象金額拡大、予定価格の原則事後公表への切替を決定。

工 事

総合評価方式

2億円以上は標準型、5000万円以上2億円未満は簡易型、5000万円未満は特別簡易型に区分。3000万円以上はすべて総合評価方式を採用し、3000万円未満では抽出して試行する。20年度1月までの試行件数369件に対し、21年度は1000件程度に試行件数を拡大する。

加算点も見直しする。特別簡易型は10点から20点に、簡易型は30点から35点に、標準型は50点または70点から55点または

75点に、それぞれ加算点を増加する。

評価項目については、技術力に関する評価項目に「継続教育(CPD)」の取組状況(0.5点)、地域貢献に関する評価項目に「消防団への加入状況(1点)及び「県との災害応援協定の締結状況(1点)」を新規追加するほか、ボランティア活動については地元企業の継続的な活動を評価することに変える。消防団の加入状況については、3名以上に1点を与え、1名から2名は0.5点加算することを想定。ボランティア活動は、過去3年間程度の活動とする見込み。

評価項目及び評価基準等については、県総合評価委員(学識経験者)の

意見聴取を経て決定する。

一般土木の「管内」要件について、現行の対象金額1000万円未満から、3000万円未満に引き上げる。

これは、地域要件の設定基準である入札参加資格者数の原則概ね50者確保(一部例外30者確保)のうち、一部例外の30者確保の基準をクリアするため、地元業者の受注機会確保の観点から変更する。

■指名競争入札
20年度の試行において積極的なプラス効果が確認できないことから、試行を取り止める。

■予定価格事後公表
工事の予定価格は16年

度から事前公表し、20年

度に事後公表を一部試行。事後公表は特定落札率への集約が見られないなど一定の効果が確認できたことなどから、原則として事後公表に切り替える。

ただし、例外的な対応として事前公表の選択肢も残す。例えば、年度末の短期間に契約締結を必要とする国の緊急経済対策による工事など、契約手続き期間に余裕がなく、予定価格超過による入札やり直しが困難で、やむを得ず公告期間(見積期間)を短縮する場合などは、事前公表とする。

その他

■入札バンド制度

現在の厳しい経済状況では、入札バンドが一部企業だけに発行されるおそれがあることから、導入については慎重に検討。

■PFI方式

事業実施については各部署で可否を判断することとしているが、現在のところ同方式で整備を計画している公共施設はない。

■CM方式

県では職員による対応が可能であることから、現在のところ導入の実績なし。

■最低制限価格

低価格入札の増加傾向に対応し、企業経営の圧